平成２１年（フ）第３６３号
愛知県一宮市浅井町小日比野字上牧61番地
債務者　清水いち子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３７２号
愛知県犬山市字郷東132番地１
債務者　大島美花枝
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６４６８号
大阪府高槻市登町12番Ａ３―410号
債務者　畑山　勝利
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３５号
長崎県長崎市宝町７番７―204号、旧住所長崎県長崎市扇町４番６―1203号
債務者　横瀬　博徳
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４６号
長崎県長崎市大浜町1605番地１　コアマンションマリナシティＡ―802号
債務者　山口　和子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６４号
長崎県長崎市京泊２丁目３番32号　Ｅ塾内
債務者　作本　和則
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７６号
長崎県長崎市愛宕３丁目10番５号
債務者　筒井田**鶴**子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０号
大分県宇佐市大字上高29番地の３
債務者　河野　一生
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第８１号
大分県宇佐市大字辛島320番地
債務者　北永　利己
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第８３号
大分県中津市大字福島1144番地　中島アパート３号
債務者　猪又　征彦
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第８４号
大分県中津市大字一ッ松561番地　センチュリーⅢ504号
債務者　原野　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第３６３号
群馬県安中市高別当525番地　イズミハイツ206号
債務者　中山美也子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３７０号
群馬県高崎市吉井町長根1435番地　エクセレントＡ―203号
債務者　前原　京子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３７１号
群馬県高崎市金古町134番地６　伊藤コーポ101号
債務者　大木千江乃
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３７２号
群馬県安中市高別当100番地　並木団地54―１棟１―408号、住民票上の住所群馬県高崎市保渡田町1638番地６
債務者　関根　亜耶
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第６７号
新潟県三条市中新16番13号
債務者　大谷　義彦
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
新潟地方裁判所三条支部